

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

対象期間： R07.2.1 ～ R08.1.31

1. 派遣労働者の数 3 名 (R08.1.31現在)
2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者(派遣者)の数 3 事業所
3. マージン率 31.9%
4. 労働者派遣に関する料金の額の平均額 33,330 円(1日8.0時間当たりの平均)
5. 派遣労働者の賃金の額の平均額 22,687 円(1日8.0時間当たりの平均)

6. 派遣労働者のキャリア形成支援に関する制度

- | | |
|-----------|----------------------|
| ① 教育訓練の種類 | 入社時訓練、職能別訓練、職長訓練、その他 |
| ② 対象者 | 派遣労働者 |
| ③ 訓練方法 | OJT・OFFJT |
| ④ 訓練費用負担 | 無償（派遣者の負担なし） |
| ⑤ 賃金支給 | 有給 |

7. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（令和8年3月31日まで）
全労働者

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

上記マージン率の中には、以下の法定福利費の当社負担分、
福利厚生にかかる費用が含まれています。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ・ 福利厚生費： | 健康診断料、任意労災保険、通勤手当 |
| ・ 有給休暇負担引当： | 有給休暇取得時の負担引当金 |
| ・ 社会保険料： | 雇用・労災・健康・厚生年金保険料 |
| ・ 会社運営費 | 広告宣伝費、事務所の光熱費等の経費 |